

平成27年度から

29年度までの

# 65歳以上の介護保険料が改定となります

## 《改定の主な理由》

### 【増額の要因】

- 平成27年度からの小規模多機能型居宅介護サービス<sup>(※)</sup>提供に伴うサービス量の増加による。
- 制度改正により1号被保険者の負担率が21%から22%に引き上げられた。

### 【減額要因】

- 介護報酬改定(▲2.27%)による。
- 一般会計から介護保険料抑制策として基準外繰入れなど。

上記のような要因等で、最終的に第1段階の方を除き増額改定になりました。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護保険法により3年に一度見直しが必要となっています。今年度は、見直しの年にあたり平成27年度から29年度までの3年間の安平町第6期介

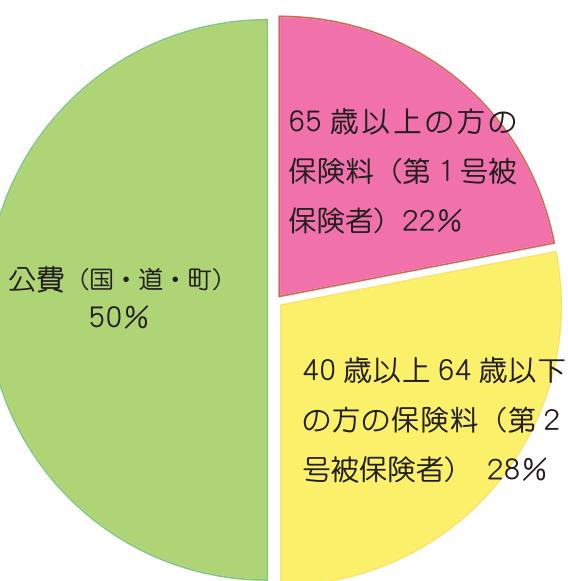
護保険事業計画で見込んだ介護サービス量（介護給付費）を賄う介護保険料に改定することになりました。被保険者の皆さんには、制度改正により一部の方を除き負担増をお願いすることにな

りますが、安平町の介護保険事業の安定を図り、地域で介護が必要な方を支え合うため

に理解いただきますようお願いします。安平町第6期介護保険事業計画では、在宅生活を支える介護サービスを中心に行なう計画では、その一つとして小規模多機能型居宅介護に取り組みます。

※小規模多機能型居宅介護サービスとは  
介護が必要となつた高齢者が、住み慣れた家で生活ができるように、利用者の状態や必要に応じて、「通い」を中心に「泊まり」「訪問」の3つのサービスを組み合わせて提供し、要介護度が中重度となるても自宅での生活が続けられるよう支援するサービスです。  
24時間で運営しますので、いざという時にも対応可能で安心して生活が送れるよう自宅での暮らしを支えるサービスです。

## 【平成27～29年度の割合】



### 介護保険の財源について

（利用者負担分は除く）  
介護保険制度における介護費用は、『利用者負担（10%から20%）+保険料+公費』による負担構成となつており、利用者負担を除く介護給付費は下記の財源構成により支えています。

40歳から64歳以下の方は、健康保険や医療保険等の保険料と合わせて保険料が徴収されます。（保険料の算定は加入している健康保険組合等にお問い合わせください）